

資料5

緑の広域計画策定に向けて

兵庫県 まちづくり部 公園緑地課

計画の構成イメージ案

	項目	記載イメージ
第1章	はじめに	対象区域、計画期間、「緑」の概念、計画の位置付け、地域区分の設定 など
第2章	ひょうごの緑	県の自然的社会的概況、緑被状況、公園緑地の状況、緑を取り巻く社会的潮流 など
第3章	緑の保全創出に関する目標	将来目標、基本理念、目標値 など
第4章	緑の配置方針	県の特性を踏まえた緑地(水辺含む)の骨格的配置方針(地域別も検討)
第5章	緑の保全・創出に関する取組方針と施策	目標達成に向けた取組方針、県民、民間事業者、行政など多様な主体による施策 など
第6章	県立都市公園の整備・管理	県立都市公園における整備・管理の方針 ※「県立都市公園の整備・管理運営基本計画」を反映
第7章	地域別 緑の特性と取組方針	各地域における緑の特性と取組方針
第8章	計画の推進体制	計画の着実に推進するため体制(PDCAサイクル活用、見直し年度 など)

- ◆ 本計画は、兵庫県全土を見据えた広域的なネットワークを視野に入れたものとするほか、森林や農地、里山の保全について配慮する計画とする。

「ひょうご花緑創造プラン」の広域計画との一本化に向けたまちづくり審議会(花緑検討小委員会)での協議について

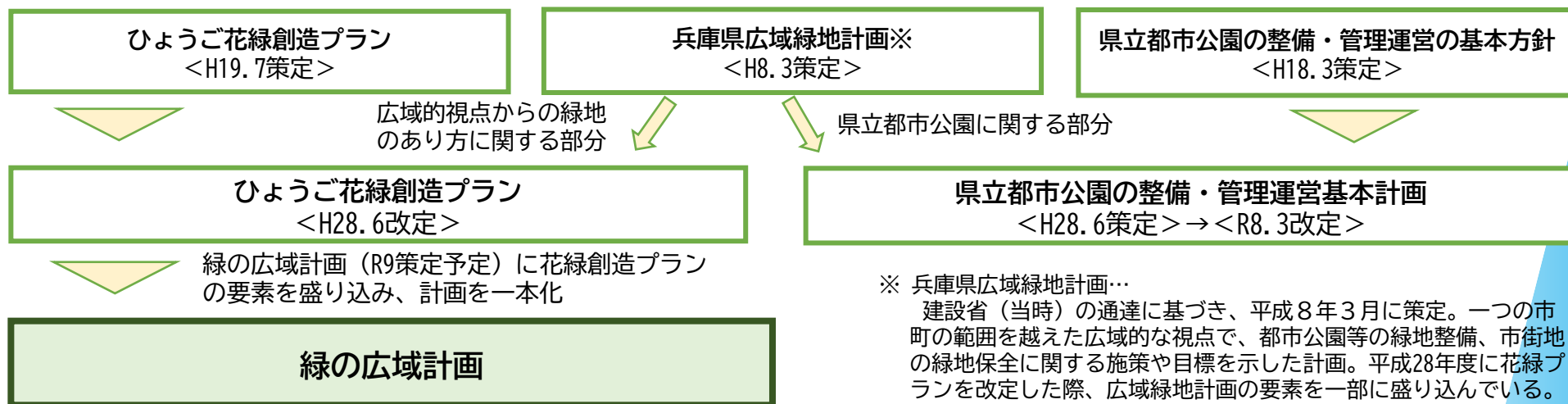
<協議内容の要素について反映する予定>

■ 「ひょうご花緑創造プラン」の「緑の広域計画」への移行についての考え方

- ▶ 「ひょうご花緑創造プラン」と「緑の広域計画」は、法的位置付けや性格が異なる部分があるが、緑地割合の目標や緑地保全・緑化推進に関する施策などにおいて関連・重複する部分もあることから、**県民や市町にとっての分かりやすさも考慮し、計画を一本化**

	ひょうご花緑創造プラン	緑の広域計画
根拠等	－（任意計画）	都市緑地法第3条の3（法定計画）
対象区域	県全域	主として都市計画区域
内容・性格	<ul style="list-style-type: none"> ○県民、民間企業、行政など、多様な主体によって花と緑によるまちづくりを推進するための理念、目標、施策等を定める。 ○主として県民等に向けた行動指針としての性格が強い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○法では概ね以下の事項を定めることとされている。 <ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全・緑化の目標 ・緑地保全・緑化推進の方針に関する事項 ・緑地保全・緑化推進のための施策に関する事項 ・県立都市公園の整備及び管理に関する事項 ・緑地保全地域内における行為の規制、基準等 ・特別緑地保全地区内における土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項 等 ○緑地の配置の方針等の概念や、緑地保全に関する規制など、都市計画的な性格が含まれる。

(参考) 緑に関する計画 策定の経過



【参考】「ひょうご花緑創造プラン」の広域計画との一本化に向けたまちづくり審議会(花緑検討小委員会)での先行検討案

■ 計画の対象区域

広域計画の**対象区域は県全域**とする。

■ 計画の期間

令和9年度(2027年度)～令和18年度(2036年度)の10年間とする。

※社会情勢の変化への対応や、計画の推進状況の確認等を行うため、中間時期に検証を行い、必要に応じて計画を見直し

■ 計画における緑の概念

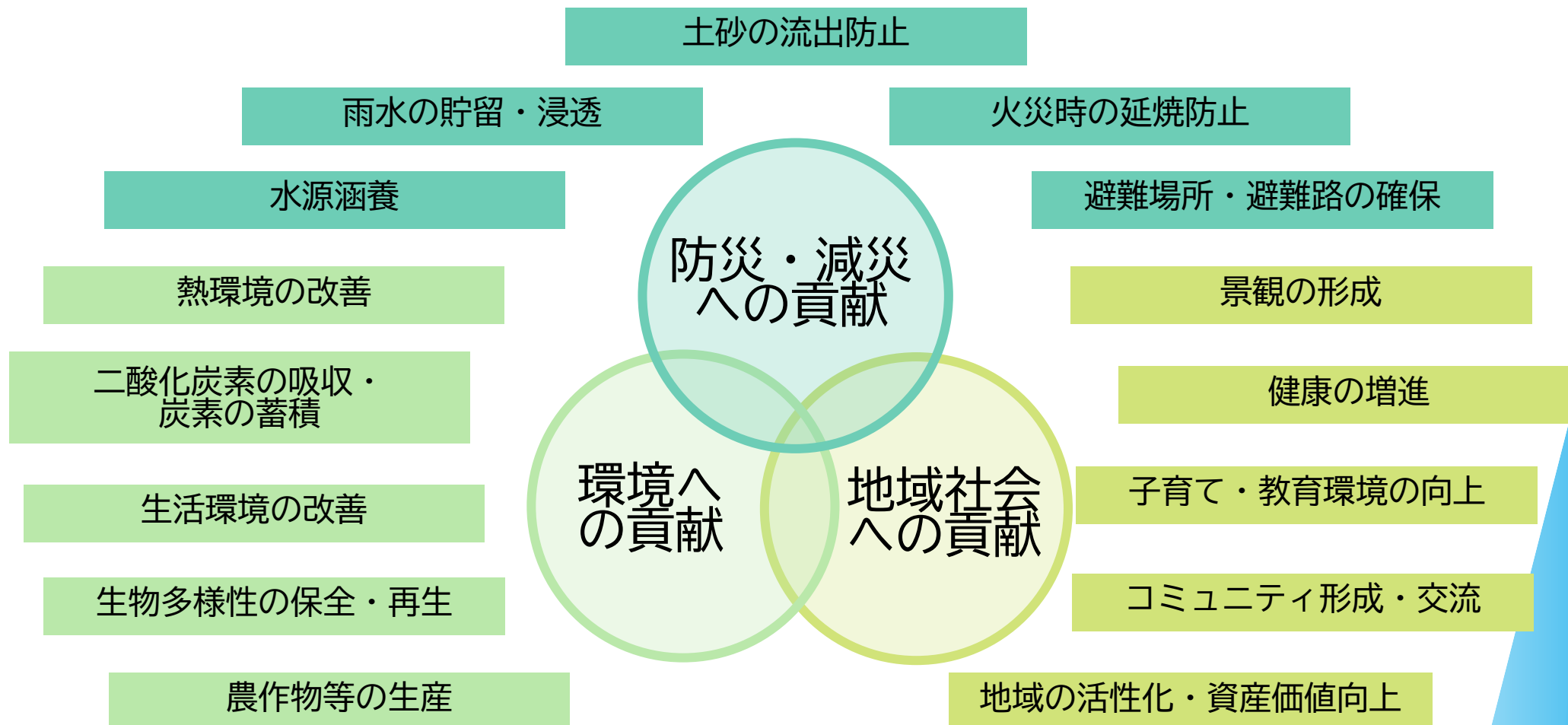
広域計画における「**緑**」は、**樹木や草花などの植物で構成される森林、里山、草地、農地、公園、宅地等における緑地のほか、水辺(河川、ため池、海辺等)等のオープンスペースを含む広い概念**とする。

※ひょうご花緑創造プランにおける「**花と緑**」の概念を基本的に踏襲

【参考】「ひょうご花緑創造プラン」の広域計画との一本化に向けたまちづくり審議会(花緑検討小委員会)での先行検討案

■ 緑の機能・効果

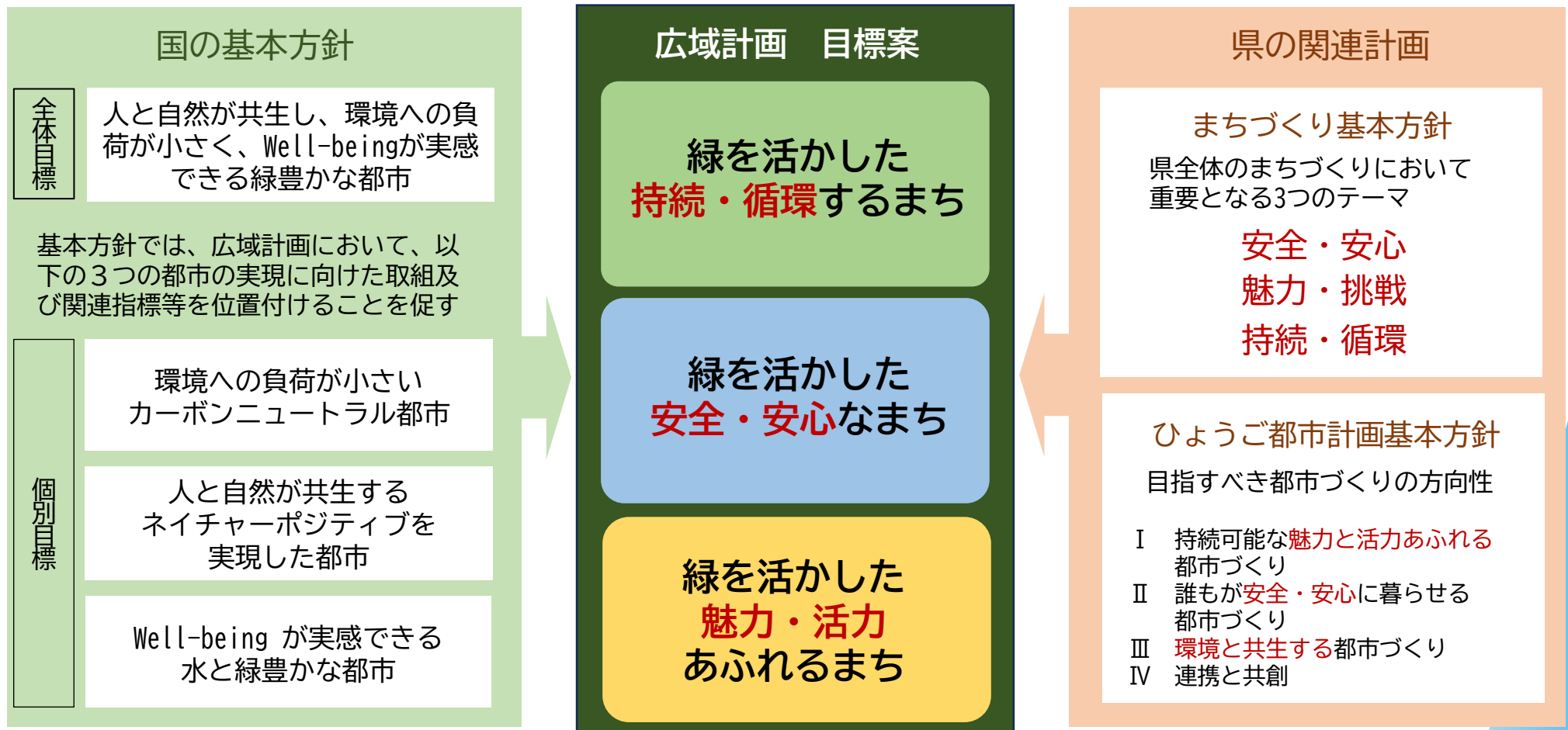
緑の多様な機能・効果は、様々社会課題の解決に貢献することが期待されている。



【参考】「ひょうご花緑創造プラン」の広域計画との一本化に向けたまちづくり審議会(花緑検討小委員会)での先行検討案

■ 計画の目標

国の基本方針に基づきつつ、県の関連計画(まちづくり基本方針、ひょうご都市計画基本方針)との整合を図るため、「**持続・循環**」、「**安全・安心**」、「**魅力・活力**」をキーワードに**3つの目標**(目指すべきまちの将来像)を設定



【参考】「ひょうご花緑創造プラン」の広域計画との一本化に向けたまちづくり審議会(花緑検討小委員会)での先行検討案

■ 評価指標

- ・目標の達成状況を総合的に評価するための指標を複数設定
- ・目標年度は計画の最終年度(令和18年度)を基本とする

《現行の花緑創造プランから引き続き指標とするもの》

目標の達成状況を確認する指標	現況値	目標値	視点
身近な緑に満足する人の割合	71.2% (R6)	75% (R18)	暮らしの中で接する緑(量・質)に満足する人を増やす
市街地※1における緑地の割合※3	28.8% (R5)	現状維持(R18) 30%(長期目標)※2	まちなかに緑を確保する
人口集中地区における緑地の割合※3	24.8% (R5)	25.5% (R18)	

※1 市街地=用途地域(市街化区域+非線引き用途地域)とする

※2 市街化区域における緑地割合が減少トレンドにあることに鑑み、現状維持を目標とするが、国の基本方針による目標(市街地の緑被率3割以上)を踏まえ、長期的目標として「30%」を併記

※3 現況値・目標値共に暫定値。今後、国が提示する手法による算定を行い(R8予定)、その結果等を踏まえ、必要な場合は見直し

《新たに指標として検討するもの》

目標の達成状況を確認する指標	現況値	目標値	視点
緑のある空間※1を日常的に利用※2する人の割合	37.7% (R6)	40% (R18)	緑との触れ合い、効果を楽しむ人を増やす
花緑活動※3に取り組んでいる人の割合	20.8% (R6)	25% (R18)	緑によるまちづくりの担い手を増やす
陸域における自然環境の保全割合※4	22.5% (R5)	30% (R12)	生物多様性の損失を食い止め、健全な生態系を保全する

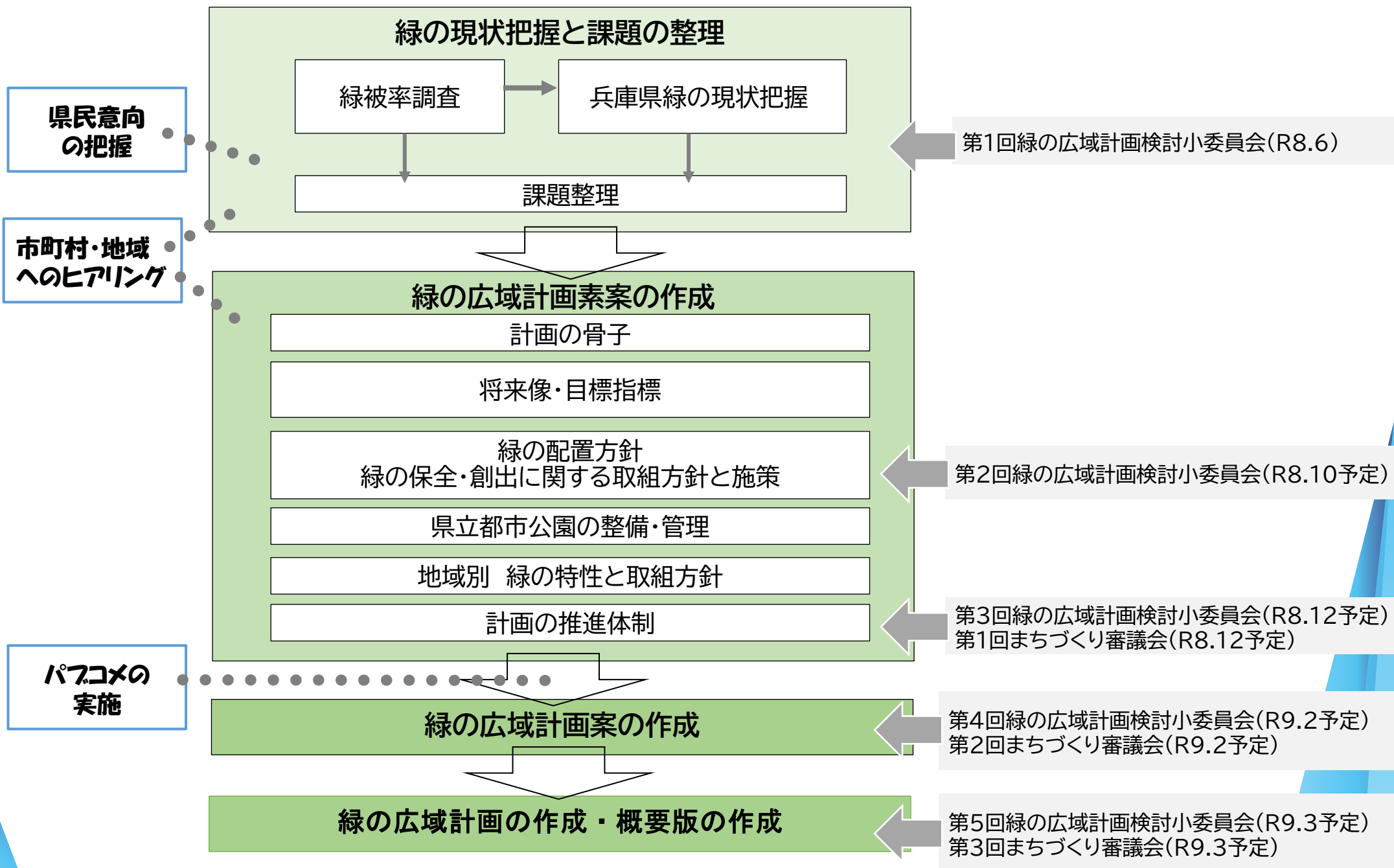
※1 身近な公園、大規模な公園、緑のある屋外広場、芝生広場等

※2 日常的に利用=週2回以上の利用とする

※3 自宅の庭やバルコニーでのガーデニング等は除く

※4 兵庫県環境基本計画・ひょうご生物多様性戦略の指標から、国立公園等の保護地域面積や環境省の自然共生サイト認定区域面積の割合。ネイチャーポジティブの実現に向けた「30by30」の推進に係る目標のため、目標年次はR12(2030)。中間検証時に必要に応じて目標年次・目標値を更新

策定の進め方



県民意向の把握

調査の目的

- 緑の広域計画の策定に当たり、県民の緑への関心や緑化活動状況および今後の兵庫県緑に対する意向等を把握し、計画に反映させることを目的とする。

調査手法

- WEBモニターを活用した調査を実施する。
- 対象2,000人(地域別人口に応じて配分)

調査項目

- 1.お住いの地域におけるの緑の満足度
- 2.お住いの地域の公園について
3. 緑に接する機会について(頻度、目的)
- 4.期待する緑の役割や効果
- 5.緑について問題と感ずること
- 6.県における緑の取り組み知名度
7. 重要と思う緑(①お住いの地域、②お住いの市町、③兵庫県)